

平成 27 年第 10 回沖縄県教育委員会会議（定例会）議事録

1 開会及び閉会に関する事項

平成 27 年 7 月 23 日 午後 3 時 00 分開会

午後 4 時 48 分閉会

場 所 県庁 13 階第 1 会議室

2 出席者及び欠席委員の氏名

(1) 出席者

委員長 泉川 良範 委 員 照屋 尚子 委 員 宮城 奈々
委 員 喜友名 朝春 委 員 新崎 速 教育長 諸見里 明

(2) 欠席委員

なし

3 説明のため会議に出席した職員の職氏名

教育指導統括監	平良 勉	参	事	運天 政弘
参	事	諸見 成明		
総務課長	新垣 悦男	教育支援課長	識名 敦	
施設課長	親泊信一郎	学校人事課長	新垣 健一	
県立学校教育課長	與那嶺善道	義務教育課長	大城 朗	
保健体育課長	狩俣 好則	生涯学習振興課長	平良 朝治	
文化財課長	萩尾 俊章			

4 議事関係

(1) 開会

泉川委員長が開会を宣告した。

開会后、平成 27 年 7 月 15 日付けで新たに教育委員会委員に就任した新崎速委員が就任挨拶を行った。

【新崎委員就任挨拶】

この度教育委員を仰せつかりました新崎でございます。教育委員会は行政委員会として教育行政を自らの責任と権限において管理し、執行する機関であるだけに委員としての責務を強く感じております。教育委員の先生方のご指導ご協力を得ながら県民の負託に応えられるよう、本県教育の充実に尽くす所存でございます。どうぞよろしく願いいたします。

(2) 議事日程の決定

議事日程は、会議資料記載の日程案のとおりとすることが決定された。

(3) 平成 27 年第 9 回議事録の承認

全出席委員異議なく、平成 27 年第 9 回議事録を承認した。

(4) 議事録署名人の指名

泉川委員長が、喜友名委員を議事録署名人に指名した。

(5) 報告事項

報告事項 1・平成 27 年第 2 回沖縄県議会（6 月定例会）における質問・答弁等概要報告

【説明（総務課長）】

資料に基づき、平成 27 年第 2 回沖縄県議会（6 月定例会）における質問・答弁等概要報告について報告を行った。

【質疑等】

特になし

報告事項 2・平成 28 年度（平成 27 年度実施）沖縄県公立学校教員候補者選考試験の応募状況

【説明（学校人事課長）】

資料に基づき、平成 28 年度（平成 27 年度実施）沖縄県公立学校教員候補者選考試験の応募状況について報告を行った。

【質疑等】

- 宮城委員 調理師への実務経験がある者への特別選考を新規募集し、今年度応募者 1 人あるのですが、採用人数はどれぐらいですか。
- 学校人事課長 採用人数は今のところ 1 人を想定しています。
- 宮城委員 スポーツ・芸術で優れた実績を持つ者の特別選考は応募者が 4 名になっておりますが、こちらの採用枠は。
- 学校人事課長 これは、体育等の教科ごとに何名選考という枠ではなく、要件を満たしていれば一次試験等が免除になって先に進めるといったような仕組みになっています。そういった優れた技能を持つての方の応募枠を設けているということでございます。
- 宮城委員 昨年度 8 名応募があるのですが、実際は何名合格してのでしょうか。
- 学校人事課長 最終的にお 1 人の方が合格しています。
- 宮城委員 なかなか、まだまだ狭き門ということですね。
- 学校人事課長 そうですね。実績の面で、国際的な活躍等を加味した選考になっております。去年の採用は体育でした。実際に音楽等での応募も出来ますが、今のところは該当者がいないという状況でございます。
- 宮城委員 専門性を有した方々を採用していただきたいと思っております。
- 委員長 関連して、※印の項目で言いますと、直近 7 年間で 60 か月以上の臨任経験による一部試験免除というものが、今年から採用されているんですけど、昨年までと比較出来る資料はありますか。全志願者数の 15.4%あるいは 708 人というのは実績として、増えたか、あるいは、減ったかといった点では、どうでしょうか。

- 学校人事課長 昨年度の正確な数字は出しておりません。私どもは、この制度を導入した際にはもう少し、少ないのではないかと見ておりましたが、実際には700名を超えたということでございます。
- 委員長 そういったことが一定の効果を得ると。そういう人材がしっかり応募しているというふうに理解出来ますか。
- 学校人事課長 はい。そういうふうを考えています。
- 委員長 全体の人数が減っているということで、受験倍率の見込みが10.4倍ということなのですが、これは、ほぼ平年並みというふうに理解してよろしいですか。
- 学校人事課長 正規率の改善のために、合格率、採用者数については昨年よりも少し多く出そうというふうを考えておりますので、分母が小さくなった分、受験倍率が若干低くなるというふうに見ています。
- 委員長 沖縄県の場合は9倍とか11倍とか10倍とか、全国の平均のほぼ倍ぐらいの倍率ということで、すごく人材が、選考で言いますと非常に優秀な人材が揃って然るべきというような状況だと思うんですけども、今年減っているということでありまして、そういった状況は変わらないというふうに理解してよろしいですか。
- 学校人事課長 そうですね、そういった状況は変わりません。昨年までも九州では最多でございましたし、倍率についてもかなり高倍率でございますので、その状況については変わっていないということでございます。
- 宮城委員 4番の表は最終的な数字だと思われませんが、筆記試験と面接試験各々の結果も、このように数値化されていますでしょうか。
- 学校人事課長 それは一次試験の合格者という意味ですね。
- 宮城委員 はい。
- 学校人事課長 それは出ておりますが、ここには最終のものを載せているというところです。
- 宮城委員 先程の質問とも少し関連するのですが、例えばスポーツ・芸術で実績を持つ特別選考応募者の場合の方々の足切りというのでしょうか、それは一次試験でされるのでしょうか。
- 学校人事課長 この特別選考に該当するかどうかの審査がございまして、その中で該当するか否かの審査を別に行っているところでございます。
- 宮城委員 それをした後に面接はまた別に行うということでしょうか。
- 学校人事課長 はい、また次の試験に進んでいくということです。

報告事項3・沖縄県教育委員会規則の一部改正（沖縄県教育庁組織規則）

【説明（県立学校教育課長）】

資料に基づき、沖縄県教育庁組織規則の一部改正について報告を行った。

【質疑等】

特になし

報告事項 4・平成 28 年度沖縄県立高等学校入学定員

【説明（県立学校教育課長）】

資料に基づき、平成 28 年度における沖縄県立高等学校の入学定員について報告を行った。

【質疑等】

特になし

(6) 非公開の決定

第 5 号議案及び第 6 号議案について、人事案件となることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 14 条第 7 項の規定により非公開とすることが、全出席委員の同意により決定された。

(7) 議案審議

審議事項 1・沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について

【説明（総務課長）】

資料に基づき、沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則案について説明を行った。

【質疑等】

○委員長 通常の入学者募集業務の開始というのは、いつ頃となりますでしょうか。

○県立学校教育課長 10 月に募集要項の配布が予定されています。

【採決の結果】

全会一致により、原案のとおり承認された。

審議事項 2・高等学校に設置する高等支援学校の今後の設置形態方針について

【説明（総務課長）】

資料に基づき、高等学校に設置する高等支援学校の今後の設置形態方針案について説明を行った。

【質疑等】

○照屋委員 私も分教室が設置された時には、インクルーシブシステムの構築に一步前進したなということで喜んでおりました。しかし、やっぱり数年経って課題もたくさん見えてきましたので、併設校に移行するというのは大賛成です。今課題に挙げている分教室は本当に教員のみ配置となっていて、本当にマンパワーが全然足りないんですね。また、知的障害を伴う生徒の中には、てんかんの発作を起こしたりする生徒もいますが、そうした場合、すぐに対応するため、設置校の養護教諭が対応しているというふう聞いております。また教科も設置校の分教室だと間借りの状態になっていますので、どうしても音楽等の特別教科では、ちゃんと音楽教室が回らなかったりとか、教師がちゃんと付いて専門的な指導ができなかったりとか、そういう課題がたくさん見えてきたのではないかと思いますので、併設校にして一括管理とし、設置校の生徒との交流や共同学習をしていく、という方向に進んでいければ本当に理想的だなと思います。以上です。

- 総務課長 平成 22 年度に、中部農林高校と南風原高校に高等特別支援学校の分教室、同じ年に久米島高校に大平特別支援学校の分教室、平成 26 年度から陽明高校への分教室設置ということで、インクルーシブ教育の趣旨に沿った教育が進められているということで、生徒が伸び伸びと学校生活を送っているという成果もございます。ただ一面、照屋委員が仰った職員の管理上の課題や、施設整備の課題が見えてきたところでございます。そうしたことを解決するために併設型にしていきたいということで考えておりますのでよろしくお願いたします。
- 照屋委員 今、設置されている分教室を今後併設校へ移行するというふうにありますけど、それは何年度ぐらいを目安に移行していく予定でしょうか。
- 総務課長 今回の議案について、大きな目的は、編成整備の中では分校、分教室という規定しかございませんでしたので、今回編成整備計画の方針を一部若干修正して併設型が出来るようにするというところでございます。そうすると課題解決の一つの方法として既存の分教室についても併設型に出来るということでございますので、これについては色々な状況を確認しながらですね、学校の先生方とも話しをしながら進めていくということになりますが、具体的にいつということについては、これからやっていくということでございます。
- 委員長 基本的な考え方としては併設を考えるが、分教室、分校、併設の選択肢を持ちながら、その状況に応じて対応していくということよろしいですか。
- 総務課長 例えば久米島高校については引き続き大平特別支援学校の分教室とする等、個別の判断をしていくことになるかと思えます。
- 委員長 以前、南風原高校の見学に行ったときに、非常に今のモデル事業がうまく進んでいるということを目の当たりにする中で、非常に印象に残っていたのが部活動を一緒に出来るというような状況があって、新聞報道等でも高校野球に参加する時に所属する学校が違っただけでも部活は一緒だから特例として認めようじゃないかということで、高野連からは許可をもらって云々、と非常に工夫したところがあったんですけど、もし併設型になると状況によっては、例えば制服が統一されたり、校歌、そういった同窓会それから部活そういったことがインクルーシブに進んでいくということが、もしスムーズに進めば非常に好ましいのではないかというふうに思います。
- 総務課長 中部農林高校なり、南風原高校では、高等特別支援学校の生徒も含めて、それぞれ良い影響を与え合っているという効果が出ております。ただ、併設型の特別支援学校での高等特別支援学校のノウハウを得るために勉強しながら、南部の高等学校とうるま市にあります沖縄高等特別支援学校との連携もしながら、やっていく必要があると思っております。
- 委員長 職員と言いますか、教員の方ではどういう状況なのか、具体的にはまだわかっていないんですが、例えば所属されている学校に色々な届出をしたりとか、働く場所と届ける場所、事務と距離があるような今の状況だと、手続きが煩雑であったり、合理的でない場合もあるのではないかということで、併設になるとそうした面で、働く職員としても非常に動きやすくなるということもあるのでしょうか。
- 総務課長 21 ページをご覧いただきたいのですが、委員長が仰った職員数については、それぞれ配置基準に基づいて配置されるのが原則でございます。先程仰った分教室の場合で

したら、〇〇高等学校の校長がいるけれども、分教室の校長は本校の校長となり、管理監督については、本校の学校長が行います。具体的に申し上げますと、例えば陽明高校に置かれている分教室でしたら、年休の処理とか色んな服務上の処理はうるま市にある本校に提出をしなければならないということになります。しかし、実際職員を目の前に置いている陽明高校の校長は許可が出来ないといった状況にありますが、そうしたことが今回解消されるということでございます。

○委員長 あと管理者の立場で少し考えますと、校長先生がこれまでは普通高校だけ見ていればという立場から、高等特支等の生徒さんも含めた支援をする立場になるということで、いわゆる特別支援に対する理解でありますとか、そういった発想がしっかり資質として、あるいはスキルとして身に付いていないと、かえって切り離されてしまって孤立してしまうと本末転倒ということも考えられるので、併設校になったから良かったという意味ではやっぱりその管理者の選定といいますか、指導といいますか、そういったことについても研修なり、そういった人材を選択していくというような発想も必要かなと、人事の面で思います。

○総務課長 懸念されることだと思います。ただ現在のそれぞれの陽明高校、中部農林高校の校長先生がおっしゃるには、目の前にいて色んな、具体的な責任関係は、はっきりしないものの、実際には、その服務上のものもご覧になっているわけです。ただ書類上の関係は高等特別支援学校本校になるという課題がありますので、それはクリアできるのかなと思っております。

○委員長 そういう期待をしております。

○教育長 今回のこの併設校は、大変画期的で本当に機動的な学校運営ができると思っています。この3年間、モデル校の検証事業を通して、心配だったのは、高等特別支援学校の校長が見た方が、専門的な面から見て良いのではないかという点でしたが、3年間やっている中で、担当からの話でも、十分やっつけていけるし、むしろ併設校にした方が機動的な学校運営が出来る、そして職員定数の面や、色んな面でも、学校で生徒を実際に見ている校長先生が責任を持つわけですから、色んな面で変わってくると思います。先程、委員長からあったように、部活動の面からも学校行事の面からも、もっと思い切った展開ができると思いますので、大変期待しているところです。

○喜友名委員 併設校ということで、私も賛成しますけれども、資料 18 ページの4行目の段落の中で、「生徒の就職先確保のために地域企業等との連携強化や」という言葉がございますけれども、私から要望したいことは、単に地域企業ということだけではなくてですね、やはり地域企業を束ねている各種の経済団体、これは県レベルもあるし、地域レベルもあります。そういう団体の活用というか、それは事業の中にこれから取り込んでいくとは思いますが、そういう考え方も含めていただきたいと思っています。それと経済界の中で、果たして今の特別支援教育というものがどれだけ浸透しているのかというのはちょっと疑問な点もありますので、そうした団体に特別支援教育の現在の状況等も含めて周知させていく努力も必要なのかなというふうに思っております。あわせて就労に重点を置いたカリキュラムで教育をしているというようなことも含めて、全体的な立場を見ている各種団体の方にもPRすることによって、インクルーシブ教育がさらに拡充できるのかなと

いうふうに思っていますので、そうした点は留意していただきたいと思っております。

○総務課長 ありがとうございます。確かに仰るように、経済団体も含めて、地域の方々に対する理解もいただくことが必要だと思いますし、卒業生が社会の一員として活躍していくというのが最終的な目的でございますので、しっかりと取り組んで参りたいと考えております。

○喜友名委員 よろしく申し上げます。

○委員長 最近、新聞報道で高等特別支援学校の就職率が過去最高であったという数字の報道がございましたけれども、良い意味でそういった情報が少しづつ動いている成果ではないかなというふうに捉えております。ますます進めていけたらと思います。

【採決の結果】

全会一致により、原案のとおり決定された。

審議事項 3・県立南部高等支援学校（仮称）設置方針について

【説明（総務課長）】

資料に基づき、県立南部高等支援学校（仮称）の設置方針案について説明を行った。

【質疑等】

○照屋委員 先程も申し上げましたけれども、皆さまご承知のようにインクルーシブ教育システムというのは、「人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下に障害のある者となない者が共に学ぶ仕組みです」とあります。県立高校に高等支援学校を併設するという事は、共生社会の実現に一步前進できるということです。併設校に入学する生徒にとりましても、居住地域において自力で通学できることは喜ばしいことです。特別支援学校の保護者からも、先日の新聞記事等を見て喜びの反応がございました。また、併設校が近隣の小中高校の先生方への支援や相談、情報提供、関係機関等との連絡調整などのセンター的機能を発揮することを期待します。また、併設校と設置校との交流及び共同学習を通してお互いを認め合い、尊重し合い、共生社会の形成に向けて経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性が育まれることを期待します。学校が変われば社会が変わると思っておりますので、併設校に期待したいと思っております。課題としましては、高等特別支援学校や分教室のことを知らない県民もまだまだ多いと思っておりますので、広く周知をしなければならないと思っております。そのためにも、まずは高P連と沖知P連との交流や情報交換も必要と思われれます。また、教育課程においては、併設校の生徒も公平に、各教科が履修できるように授業時数も保障していただきたいと要望いたします。以上です。

○総務課長 同年代の生徒が、障害のある子どももそうじゃない子どもと一緒に学ぶことによって、理解が深まると思っております。また、地域の方々に周知を図るということも必要だと思いますので、これについては仰るようにPTAへの働きかけや地域の教育委員会に対する働きかけもやっていきたいと思っております。

○喜友名委員 この併設型については全国的にも数が少ない、先例が少ないという状況で、

これから取り組んでいくわけですが、大変ご苦勞もあるかもしれませんが、頑張っていたきたいというふうに思います。今回の併設型では設置学科が産業科ということで、想定される科目も多岐にわたるかと思っております。企業の現場では、事業推進部門であるとか、管理部門を中心に多様な働き方があるということで、どの部門、セクションで将来子ども達が働くのかというようなことについては、やはり現場主義という目線で適切な配置、あるいは能力が十分に発揮できるようなポジションの確保であるとか、やはり企業と一体となって考えていく必要があるのかなというふうに思っております。せっかく指導、育成しても、現場に合わないと、苦勞を重ねる結果になってしまうのではないかと懸念もあります。私の要望なのですが、先程も申し上げましたが、やはり組織的にその企業を束ねている地域の商工会であるとか、県レベルで言えば商工会連合会があるとか、食品加工であるとか、そういうような製造業に関するようなものについては、沖縄県工業連合会が沖縄県全体を取り仕切っていますので、そういったところとも連携することで協力が得られるのではないかと思っておりますので、そうした団体の協力も得ながら、より多くの職場で職場体験を積み重ねていくということも大事なのではないかと思っております。それからあと一点は、企業現場に行くと、コミュニケーションが大事で、これはぜひ主眼を置いて取り組んでいただきたいなというふうに思っておりますので、ぜひ皆様のご活躍をお願いしたいというふうに思います。

- 総務課長 ありがとうございます。24 ページの（5）に記載されている「専門科目」の現在の案でございますが、共通科目のイメージとしては、ワープロ、販売、ハウスクリーニング等、流通サービス関係としては、オフィスサービス、接客等のバックヤードのサービスや洗車サービス、生産技術関係では、危険物取扱者の資格を取ってもらうですとか、あるいは園芸や食品加工等をこれから検討していく予定でございます。喜友名委員が仰った地域の商工会や、工業連合会等へも働きかけをしていきたいと考えておりますし、同世代の子どもが同じ社会に出たときにですね、学校の中で障害に対する理解も得られていくことで、それがインクルーシブ社会の構築に繋がっていくのではないかなと考えておりますので、意識して働きかけをしていきたいと考えております。
- 委員長 軽度知的障害という対象について、いわゆる知的障害があるということで特別支援教育が設定されているのですが、おそらく、高等特別支援学校は就労支援が非常に充実しており、社会自立に向けての生徒の教育の場として非常に有益、有効な手立てであるということで、特にこういった軽度の知的障害のある方々にとっては非常に充実した場所になっていると思います。うるま市に本校があるということで、中南部地区の地域に広がってきているということで、まさに地域でそういった教育を受けられるというのは非常にすばらしいことだと思います。二つありますけど、一つは中南部だけではなくて北部等色々な地域で、地元と言いますか、近くでこのような教育支援を受けられるような環境を整えていけたらということです。もう1点は、知的障害を、仮にIQの数字等で機械的に分けてしまいますと、あなたは高等特別支援学校、あなたは知的障害の特別支援学校、あなたは普通高校というふうに、線で切れるような錯覚が出てくると思います。現場と言いますか臨床の現場においては、検査をする日によって数値が変わるということもありますし、それから時期によっても変わりますし、そういった意味で少し軽度知的障害の支援を要する状況ということに留意したアセスメント、判断、そういったものを教育の中で自前で出

来るような、そういった体制といいますか、スキルといいますか、そういったことが今後、ますます出来てきたらいいなと思います。決して病院での検査でありますとか、療育手帳があるとかないとかというだけに留まらず、総合的なアセスメントの中で判断して、その子に必要な支援はこの学校で提供出来るというようなことで、しっかり選定していただけるような、柔軟といいますか本来的な支援をしていただけたらと思います。

○総務課長 委員長が仰った教育を受ける機会の拡充という趣旨では、北部も対応する必要があるというふうに考えております。今後の取り組みについて、検討していきたいと考えておりますし、IQの件も含めて、個々人に合った教育をどうするかということについても、やはり大きな課題だと考えております。

○委員長 よろしく申し上げます。

【採決の結果】

全会一致により、原案のとおり決定された。

審議事項4・県立中学校入学者決定方針の一部改正

【説明（県立学校教育課長）】

資料に基づき、県立中学校入学者決定方針の一部改正案について説明を行った。

【質疑等】

○新崎委員 質疑ではないのですが、入学者の決定方針についてはその通りでいいと思います。学校からの調査書、適性検査それから面接等、様々な方法で決定していくということですので、子どもの学習に対する姿勢だとか、あるいは多様な能力などを判断して決定できるのではないかとこのように思います。ただ、これは要望なのですが、決定方針はある意味では決定の方法を示したものに過ぎませんので、ぜひ今後、学校で入学者を決定する際には、多様な子ども達の能力を適切に判断できるように決定の考え方だとかあるいは基準等を明確にして、公平な決定をしてほしいというふうに思います。新聞報道等でも説明会で、たくさんのお生徒や保護者が集まったと聞いており、県民の関心は非常に高いと思いますので、ぜひ学校での決定の際には、きめ細かな判断ができるような状況で決定してほしいというふうに要望しておきます。

○県立学校教育課長 ありがとうございます。委員が仰るように今後、決定方針に基づいて各学校で、多様な生徒の意欲、目的、意識、適性等を公正に総合的に判断して決定していく方向性で伝えていきたいと考えております。

○照屋委員 確認ですけれども、市町村の中学1年生のクラス定員は30名ということになっておりますけれども、県立の場合は40名ということでしょうか。

○県立学校教育課長 はい。40名で予定しております。1クラス40名です。

【採決の結果】

全会一致により、原案のとおり決定された。

審議事項5・市町村立学校職員の人事について【非公開案件】

審議事項 6 ・ 市町村立学校職員の人事について【非公開案件】

(8) 閉会

泉川委員長が閉会を宣言した。